

介護保険における福祉用具購入費の支給について

加古川市 介護保険課

★ 制度の概要

要介護（支援）認定を受けている方が、特定福祉用具を購入された場合に購入費用の9割（所得により8割または7割）相当額を支給します。

○対象期間・支給限度額

対象期間：同一年度（購入期間が4月1日から翌年3月31日までの間）

支給限度額：10万円（消費税含む。）までの費用を限度として、その購入費用の9割（所得により8割または7割）相当額（上限は9万円）

※特定福祉用具購入費が支給されると、それ以後の同一種目の福祉用具購入については、原則、給付対象外となります。ただし、すでに購入した福祉用具の破損や、要介護者等の介護の必要の程度が著しく高くなった場合等、加古川市が必要と認める場合に限り、例外として、同一種目の用具であっても対象となります。

○注意事項

- ・加古川市では、公益財団法人テクノエイド協会の福祉用具情報システム（TAIS）に「販売」マークが掲載された商品を給付対象とします。
- ・都道府県の指定を受けた福祉用具販売事業者からの購入に限ります。

★ 保険給付対象となる特定福祉用具販売の対象種目（次の1～6のいずれかに該当するもの）

1 腰掛便座（次のいずれかに該当するものに限る。）

- ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）
- ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- ④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）

2 自動排泄処理装置

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除く。

※自動排泄処理装置本体は、介護保険の福祉用具貸与（レンタル）の対象。

3 排泄予測支援機器

利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く。

4 入浴補助用具（次のいずれかに該当するものに限る。）

- ① 入浴用いす
- ② 浴槽用手すり
- ③ 浴槽内いす
- ④ 入浴台
- ⑤ 浴室内すのこ
- ⑥ 浴槽内すのこ
- ⑦ 入浴用介助ベルト

5 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

6 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

※移動用リフト本体は、介護保険の福祉用具貸与（レンタル）の対象

★ R6年4月からの変更点

固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く。）、単点つえ（松葉づえを除く。）、多点つえについては、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

制度の詳細や様式等につきましては、決まり次第、ホームページでお知らせいたします。

急ぎの購入が必要な場合は、償還払でご購入ください。

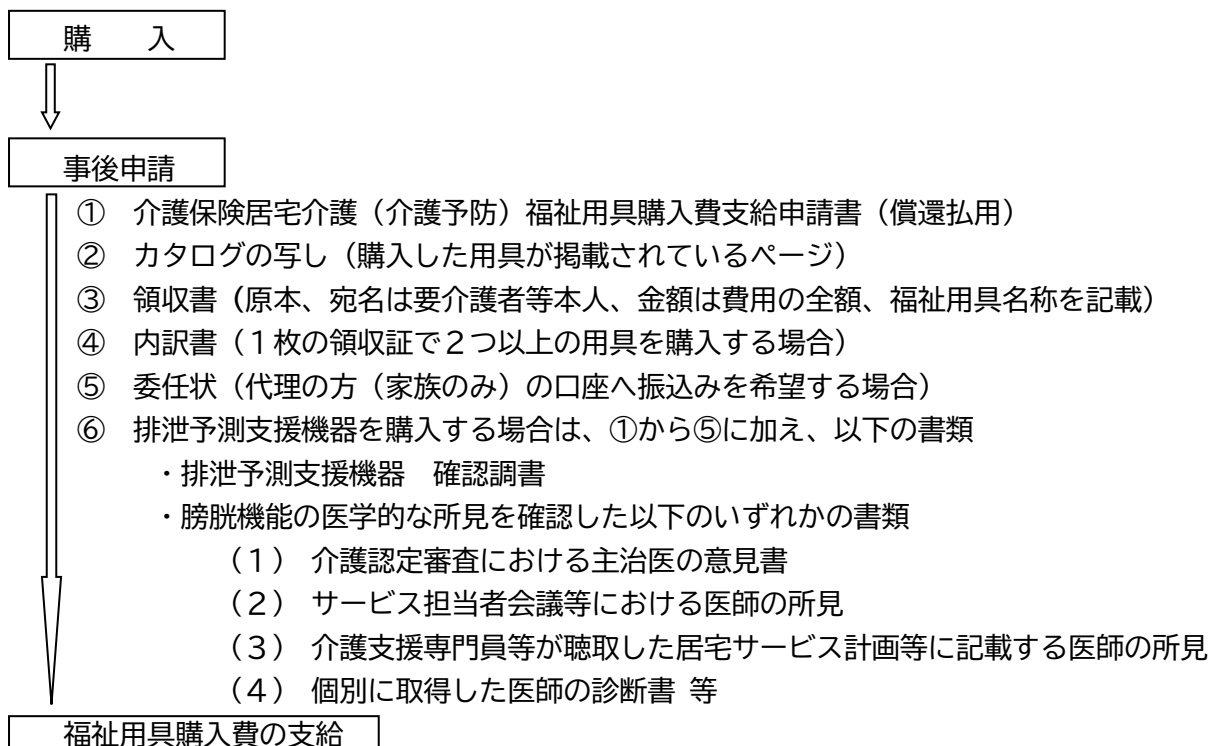
★ 支給の流れ（提出書類及び支給方法）

要介護者等は次の償還払か受領委任払のいずれかの方法で購入してください。

書類の提出の際は介護保険課まで直接持参してください。

| | |
|----------------------------------|---|
| <p>償還払 ※購入後の申請</p> | <p>1] 要介護者等が、一旦、購入費用の全額を指定特定福祉用具販売事業所に支払い、市に申請書類を提出した後、購入費用の9割（所得により8割または7割）相当額を、要介護者等の口座に振込みます。 例) <1割負担の場合> 10万円の福祉用具購入時 保険給付9万円 自己負担額1万円</p> |
| <p>受領委任払 ※購入前、購入後とも申請が必要</p> | <p>2] 要介護者等が、指定特定福祉用具販売事業所に購入費用の1割（所得により2割または3割）分を支払うことで福祉用具を購入できる制度です。購入費用の全額を負担せずに、利用者負担分の支払いで購入できるため一時的な負担が軽減されます。 【利用条件】以下のすべてを満たす方 ・加古川市で受領委任払の許可登録をしている福祉用具販売事業所で購入する ・ほかに支給の完了していない福祉用具購入費がない ・給付制限を受けていない 3] 生活保護の方</p> |

1 < 償還払 >



審査の上、申請月の翌月末に要介護者等の指定の口座に振込を行います。支給額については支給決定通知で通知します。（申請の内容によっては、支給が遅れる場合や支給出来ない場合があります。）

2 < 受領委任払 >

事前申請

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）
- ② カタログの写し（購入予定の用具が掲載されているページ）
- ③ 見積書（購入予定の用具の名称・金額等が客観的に判断できるもの）
- ④ 排泄予測支援機器を購入する場合は、①～③に加え、以下の書類
 - ・排泄予測支援機器 確認調書
 - ・膀胱機能の医学的な所見を確認した以下のいずれかの書類
 - (1) 介護認定審査における主治医の意見書
 - (2) サービス担当者会議等における医師の所見
 - (3) 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
 - (4) 個別に取得した医師の診断書 等

受理通知の送付

要介護者等には「受理通知書」、事業者には「受理通知書（写）」を送ります。

<購入する用具に変更が生じる場合について>

原則として、用具の変更はできませんが、やむを得ない場合は**必ず用具購入前**に、以下の状況に応じた関係書類を提出してください。

- ・購入する用具が変更または一部用具が不要となる場合
⇒**購入内容変更届**に変更後の**見積書**、**カタログ**を添えて、介護保険課までご提出ください。
関係書類提出後、審査を行い、対象者と販売事業者に変更後の受理通知書をお送りします。
- ・購入する用具がすべて不要となる場合
⇒**取下書**を介護保険課までご提出ください。受理通知書は返却をお願いします。

購 入

対象用具を購入し、費用の1割（所得により2割または3割）分を支払ってください。

※支払額は購入日時点の負担割合

事後申請

- ① 領収書（原本、宛名は要介護者等本人、受理通知書の利用者負担分の金額、福祉用具名称を記載）
- ② 請求明細書（原本、宛名は要介護者等本人）
- ③ 受理通知書

福祉用具購入費の支給

審査の上、事後申請月の翌月末に福祉用具販売事業所の指定の口座に振込を行います。支給額については支給決定通知で通知します。（申請の内容によっては、支給が遅れる場合や支給出来ない場合があります。）

3 生活保護受給者が福祉用具を購入する際の取扱いについて

事業者は、要介護者等から必要な福祉用具の購入の申出があれば、必ず事前に生活保護担当課と協議を行ったうえで、事前申請の手続きを行ってください。

事前申請

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）
- ② カタログの写し（購入予定の用具の載ったもの）
- ③ 見積書（購入予定の用具の名称・金額等が客観的に判断できるもの）
- ④ 排泄予測支援機器を購入する場合は、①～③に加え、以下の書類
 - ・排泄予測支援機器 確認調書
 - ・膀胱機能の医学的な所見を確認した以下のいずれかの書類
 - (1) 介護認定審査における主治医の意見書
 - (2) サービス担当者会議等における医師の所見
 - (3) 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
 - (4) 個別に取得した医師の診断書 等

購 入

※許可通知は送付しません

事後申請

- ① 納品書（コピーも可）
 - ② 請求明細書（原本、宛名は要介護者等本人）
- ※生活福祉課にも申請が必要です

福祉用具購入費の支給

審査の上、事後申請月の翌月末に福祉用具販売事業所の指定の口座に振込を行います。支給額については支給決定通知で通知します。（申請の内容によっては、支給が遅れる場合や支給出来ない場合があります。）

<お問い合わせは>

加古川市 介護保険課

675-8501 加古川市 加古川町 北在家 2000 番地

電話番号 079-427-9125（直通）